

練馬区自転車の適正利用に関する条例(抜粋)

昭和60年条例第49号

第4章 自転車駐車場の付置義務

(区域の指定)

第22条 『自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律』(昭和55年法律第87号)第5条第4項の規定に基づく条例で定める区域(以下「指定区域」という)は、練馬区内における都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する地域のうち第1種低層住居専用地域および第2種低層住居専用地域以外の地域とする。

(施設を新築する場合の自転車駐車場の設置)

第23条 指定区域内において、つぎの表中ア欄の用途に供する施設で同表中イ欄の規模のものを新築しようとする者は、同表中ウ欄により算定した規模の自転車駐車場を当該施設もしくはその敷地内または当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

ア 施設の用途	イ 施設の規模	ウ 自転車駐車場の規模
百貨店 スーパーマーケット その他の小売店舗 飲食店	店舗面積が400㎡を超えるもの	新築に係わる店舗面積20㎡ごとに1台 (1台に満たない端数は切り捨てる)
銀行	店舗面積が500㎡を超えるもの	新築に係わる店舗面積25㎡ごとに1台 (1台に満たない端数は切り捨てる)
遊技場	店舗面積が300㎡を超えるもの	新築に係わる店舗面積15㎡ごとに1台 (1台に満たない端数は切り捨てる)
映画館 劇場 ボーリング場	店舗面積が900㎡を超えるもの	新築に係わる店舗面積45㎡ごとに1台 (1台に満たない端数は切り捨てる)

備考

- この表において「銀行」とは、『銀行法』(昭和56年法律第59号)に規定する銀行、『長期信用銀行法』(昭和27年法律第187号)に規定する長期信用銀行、『信用金庫法』(昭和26年法律第238号)に規定する信用金庫、『労働金庫法』(昭和28年法律第227号)に規定する労働金庫、『中小企業等協同組合法』(昭和24年法律第181号)に規定する信用協同組合および『農業協同組合法』(昭和22年法律第132号)に規定する農業協同組合をいう。
- この表において「遊技場」とは、『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律』(昭和23年法律第122号)第2条第1項第7号および第8号に規定する施設をいう。
- この表における「小売店舗」には、自転車の大量の駐車需要を生じさせない施設で規則で定めるものは含まないものとする。

2 前項の表中店舗面積の算定法は、規則で定める。

(混合用途施設に係わる自転車駐車場の規模)

第24条 前条第1項の表中ア欄の二以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という)の新築については、当該用途ごとに同表中ウ欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車駐車場の規模を同欄により算定した自転車駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

(大規模施設に係わる自転車駐車場の規模)

第25条 店舗面積が5,000㎡を超える施設(混合用途施設を除く)を新築する場合には、第23条の規定にかかわらず、店舗面積が5,000㎡までの部分について同条第1項の表中ウ欄により算定した自転車駐車場の規模に、店舗面積が5,000㎡を超える部分について同表中ウ欄より算定した自転車駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同欄により算定した自転車駐車場の規模とする。

2 混合用途施設で各用途の店舗面積の合計(以下本項において「合計面積」という)が5,000㎡を超えるものの新築をする場合には、前条の規定にかかわらず、合計面積が5,000㎡までの部分における各用途の店舗面積が5,000㎡に占める割合と、合計面積を超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積とみ

なして同項の算定方式を用いて算定した規模をもって、前条の自転車駐車場の規模とする。

(施設を増設する場合の自転車駐車場の規模)

第26条 つぎの各号に掲げる施設の増築をしようとする者は、当該増築後の施設《当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分(第30条の規定に該当するものを含む)を除く》をすべて新築したとみなしたとして第23条から前条までの規定により算定した自転車駐車場の規模から現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場を設置しなければならない。

- (1) 第23条第1項の表中ア欄の用途に供する施設についての同表中イ欄の規模となる増築または当該施設で当該規模のものについての増築
- (2) 混合用途施設となる増築または混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したものとみなして用途ごとに第23条第1項の表中ウ欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係わるもの

(施設の使用用途を変更する場合の自転車駐車場の規模)

第26条の2 つぎに掲げる施設の使用用途を変更しようとする者は、当該用途の変更後の施設をすべて新築したとみなして第23条から第25条までの規定により算定した自転車駐車場の規模から、現にこの条例により設置されている自転車駐車場の規模を控除した規模の自転車駐車場の設置に努めるものとする。

- (1) 第23条第1項の表中ア欄の用途に供するための用途の変更で同表中イ欄の規模となるもの
- (2) 混合用途施設となる用途の変更または混合用途施設についての用途の変更で、当該用途の変更後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第23条第1項の表中ウ欄により算定した自転車駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係わるもの

(敷地が指定区域の内外にわたる施設等に係わる自転車駐車場の設置)

第27条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設の全部について第23条から前条までの規定を適用する。

(自転車駐車場の構造および設備)

第28条 第23条から第26条の2までの規定により設置される自転車駐車場の構造および設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車駐車場の設置の届出)

第29条 第23条から第26条までの規定により自転車駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ区長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

(適用の除外)

第30条 この条例の施行後新たに指定区域となった区域内において、指定区域となった日から起算して6か月以内に施設の増築、増築または用途の変更の工事に着手した者については、第23条から第26条の2までの規定は適用しない。

(自転車駐車場の管理)

第31条 第23条から第26条の2までの規定により設置された自転車駐車場の所有者または管理者は、当該自転車駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(報告および立入検査)

第32条 区長は、この条例を施行するため必要な限度において、施設または自転車駐車場の所有者または管理者から報告または資料の提出を求めることができる。

- 2 区長は、この条例を施行するための必要な限度において、その職員に施設または自転車駐車場に立ち入り、検査させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(措置命令)

第33条 区長は、第23条から第26条まで、第28条または第31条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて自転車駐車場の設置、現状回復その他当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第34条 区長は、つぎの各号の一に該当するときは、その旨を公表しなければならない。

- (1) 第32条第1項の報告または資料の提出を求めた場合において、施設または自転車駐車場の所有者または管理者がその求めに応ぜず、また虚偽の報告をしたとき。
- (2) 第32条第2項の立入検査をしようとした場合において、関係人が立入検査を拒み、または妨げたとき。
- (3) 前条の措置を命じた場合において、命ぜられた者がその命令に従わないとき。